

診療所の病床の届出の基準について
(医療法施行規則第1条の14第7項の適用について)

- 有床診療所に一般病床を設置する場合は、医療法施行規則に定める場合を除き知事の許可を必要とします。
- 「医療法施行規則に定める場合」に該当するものかどうかは、医療審議会の議を経るものとされています（届出基準を医療審議会に諮り、運用しても可）。
- 届出基準の審査にあたっては、診療所開設（予定）地の圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会医療計画部会の意見を聞くこととします。

医療法施行規則に定める場合 (医療法施行規則第1条の14第7項)	届出基準 (20.10.6 愛知県医療審議会で承認)
<p>(1号) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として<u>医療計画に記載</u>され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。</p>	<p>(1) 診療報酬上で定められている在宅療養支援診療所の届出が東海北陸厚生局になされていること(診療所新設の場合は届け出ることが確実なこと)。 (2) 在宅医療の実施にあたり当該診療所に病床を設置することが適切かつ必要性があると認められること(有床診とする理由が明確であること)。</p>
<p>(2号) へき地に設置される診療所として<u>医療計画に記載</u>され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。</p>	<p>(1) 診療所新設の場合、当該診療所の新設により「無医地区」又は「無医地区に準ずる地区が解消されること。 (2) 既設の診療所の場合、仮に当該診療所が廃止された場合に当該地区が「無医地区」又は「無医地区に準ずる地区」となること。</p>
<p>(3号) 前2号のほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として<u>医療計画に記載</u>され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。</p>	<p>○ 小児医療 (1) 小児科又は小児外科を標榜すること。 (2) 小児科専門医（日本小児科学会認定）又は小児外科専門医（日本小児外科学会認定）の資格を有する者が管理者となること。</p> <p>○ 周産期医療 (1) 産科又は産婦人科を標榜すること。 (2) 分娩を取扱うこと。 (3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。</p>